

4 輸国第 4553 号
令和 5 年 1 月 5 日

各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
動物検疫所長
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

殿

農林水産省消費・安全局長
農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から英国及び欧州連合向けに輸出するペットフード等については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 EU-F1「英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、本要綱について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 EU-F1 について、以下のとおり改正。
 - 輸出対象国にノルウェーを追加し、名称を「英国、欧州連合及びノルウェー向け輸出ペットフード等の取扱要綱」と変更したこと
 - 輸出対象品目に飼料用魚油及び家きん卵由来飼料を追加したこと
 - 輸出対象品目のうち、養殖魚用飼料の範囲を拡大し、名称を動物性加工たん白飼料に変更したこと
 - 輸出検疫証明書の交付手続及び輸出要件を追加したこと
 - その他所要の改正を行ったこと
- 2 別紙リスト及び別表 1 について、1 の改正を踏まえ修正。